

組織部報

2019年

4月23日

国労東日本本部

組織部

国労加入を

大胆に訴えよう！

今年も多くの職場で、 国労所属の社員代表が選出される！

**社員代表に選出される
と様々な権限をもつ**

・昨年「春」以降の政変により過半数組合が消滅し、これに伴って昨年から過半数代表者選出選挙が事業所単位で行われた。国労組合員も多くの職場で立候補し、選挙戦が取り組まれた。

・昨年は8事業所において国労組合員の社員代表が選出されたが、今年は11事

業所で選出された。また社員代表には選出されなかったものの、ほとんどの職場で組合員以上の票を獲得し、安全衛生委員会にも推薦がされている。

・言うまでもなく、「社員代表」は、①賃金控除に関する協定の締結、②労基法36条に関する協定の締結、③就業規則の作成または変更に関する意見聴取、④安全衛生委員における委員の推薦、など多岐にわたって、職場社員の意見を会社や労基署等に発する、責任を負うものとなっている。

安心して働き続けられる職場をめざして

・とりわけ、この4月に施行となった「働き方改革」関連では、産業医・産業保健機能強化がされ、衛生委員会と産業医の結びつけを強め、労働者が安心して働き続けられる体制を強化している。

その意味では、日常普段からの社員間のコミュニケーションが大切であり、社員代表の果たす役割はますます重要であ

る。

大きな力をもつ36協定。しかし一組合・個人の理屈で職場混乱は許されない

・また、鉄道事業の特殊性から見た時に、労基法36条は極めて重要な項目である。過去において、36協定締結を巡り期限ぎりぎりまで未締結のままとなり、翌月の勤務発表時点で年休が「留保」される事態が発生をした。

・当時は社員の過半数を組織した労働組合の判断であったが、その労働組合の判断により多くの職場で社員が混乱したことは紛れのない事実であった。その労働組合に所属していない社員にとっては、締結出来ない背景は知る由もなく、社員代表の社員の生活に直結する重みを、社員代表の立場から考えなければならぬ。

職場内の意見を広く聞き、会社へ粘り強く

働きかけはいつまで

・さて、今月末で期限を迎える36協定について、東京支社管内において未だ未締結状態にある事業所があるという。また、国労水戸地本からの報告では、ある運輸職場の36協定が未締結であると報告がされた。その職場は、今回代表選挙が行われた職場であるという。25日が迫る中で、なぜ締結に至らないのか、社員代表には職場全社員に対する説明が求められている。個人的な理由か、はたまた一部労働組合の意思なのか、仮にそうだとしたらあつてはならないことである。

選出された側から重要な。投票する側もこの職場について「誰が良いか」を考えた。

・今年も多くの職場で、組合未加入の社員代表が選出されたとの報告がされている。社員代表は選出されたから任務終了

ではなく、それからが重要である。投票する側も「誰でも良い」ではなく、この職場にとっては「誰が良いのか」を考えた上での選択が求められる。

・世の中の動き、会社の施策により、私たちの働き方が大きく変わりつつある今、無関心であっても、無関係ではいられないのが現実である。

組織人員を上回った得票は、この間の職場の皆さんからの信頼・期待の現れ。自信をもって進めよう

・今年の社員代表選挙における諸問題、この間の運動の成果や教訓点については、各地からの報告により、「足りなかった点は何か」などと討議して行く。

・一つ言える事は、立候補者に対する一票は、この間の、職場における社員からの信頼・期待の現れである。

ここに自信を持ち、引き続き、組織強化・拡大に全力を挙げていこう！

(以上)